定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十三日

大阪市東淀川区瑞光四丁目四番二八号

大阪冶金興業株式会社

代表取締役　寺内俊太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十三日

愛媛県四国中央市川之江町七四九―二

川之江工業水利開発株式会社

代表取締役　三木　雅人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるペータージェラルダスマルティヌスアドリアンセン、バートヤン・レイメート・ズートムルダー及びマクドナルド・グレゴリー・ジェーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル二一階

ロイエンスアンドフォルクマーズビーヴイ

日本における代表者

ペータージェラルダスマルティヌス

アドリアンセン

日本における代表者

バートヤン・レイメート・ズートムルダー

日本における代表者

マクドナルド・グレゴリー・ジェー

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千九百二十二万四千七百円減少し百七十四億七百五十七万八千八百七十円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000907t5k4/

令和七年五月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

KRF67特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億三千五百万円減少し、六十九億五千二十五万九千七百三十三円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年六月十六日です。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ペリカン特定目的会社

取締役　北川　久芳

債権申出の催告（第一回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢二八三―一

T&K TOKAグループ勤労者財産形成基金

清算人　関根　秀明

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和六年九月三十日目次欄中				
（原稿誤り）				
一三			八贈与に関する日本国	贈与に関する取極の修正に関する日本国
（原稿誤り）				
目次及び本文において、令和七年三月二十四日外務省告示第百十六号を削除する。				
令和六年七月九日（号外第百六十四号）国土交通省告示第千五号（現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示）				
（原稿誤り）				
二一			(5)	(4)
二八			〃一一（改正後欄終りから五）	含む。）（改正後欄終りから四）
令和六年八月六日国土交通省告示第千七十四号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件）				
（原稿誤り）				
七	上	終りから四	いずれか	いずれか（公衆便所にあっては、第一号から第三号までのいずれか）
令和七年一月十日（号外第五号）国土交通省告示第十二号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示）				
（原稿誤り）				
五二ページ一二行目から三〇行目までを削除する。				